

消費者基本計画〔改定素案〕からの主な変更点（参与ご指摘関係）

- ◎ 総論2（4）行政組織体制の充実・強化【P. 7】
消費者行政の指標化、見える化を推進すべきなどのご指摘を受けて、総論の文中に「消費者行政に係るデータ整備を図る」と明記した。

- ◎ 重点施策1（リコール情報の周知強化等）【P. 11】
素案の「リコール情報のきめ細かな情報発信等」という施策名が取組内容とそぐわない旨のご指摘を受けて、「リコール情報の周知強化等」と修正した。

- ◎ 施策番号45（決済代行や仲介業者などが関連する被害）【P. 41】
決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害について、改正割賦販売法の運用を通じて対応する旨の素案の記述に対し、同法は決済代行等を適用対象としていないとのご指摘を受けて、「決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについて、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。」と修正した。

- ◎ 施策番号174（新規：探偵業法）【P. 47】
探偵業に係る被害への対応が必要とのご指摘を受けて、「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づき、契約時の重要事項の説明や契約内容の書面交付が確実に行われることで、消費者取引における情報提供の適正化を図る」旨を新たに追加した。

平成 25 年度に新規で策定された具体的施策

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-2-3 《P. 30》 (重 13)	消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。	消費者庁	継続的に実施します。
21-2 《P. 33》 (重 2)	食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
172 《P. 39》	障害者基本法及び同法に基づく障害者基本計画に則し、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるために必要な施策を講じます。	消費者庁 法務省 関係省庁等	継続して実施します。
173 《P. 39》	小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。	総務省（消防庁） 厚生労働省	引き続き検討を行います。
60-3 《P. 45》 (重 16)	消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。	消費者庁	継続的に実施します（注 60-3）。
174 《P. 47》	探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき、契約締結時における重要事項の説明や契約内容の書面交付が確実に行われることにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。	警察庁	継続的に実施します。

（注 60-3）平成 25 年 4 月 1 日に、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の一部改正法が施行。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
76-2 《P. 49》 (重6)	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	平成 25 年度に検討を開始し、平成 26 年度に実施します。
79-2 《P. 50》	食品表示法を実効的なものとするため、問い合わせ対応等のワンストップ体制等を早急に整備します。	消費者庁	継続的に実施します。
87-2 《P. 53》 (重7)	消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	継続的に実施します。
175 《P54》 (重9)	消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
106-2 《P. 58》	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業、及び都道府県又は市町村による成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う成年後見制度普及啓発事業の実施等により、障害者の権利擁護の推進を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。
106-3 《P58》	高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センター、消費生活センター等の様々な経路も活用し、制度の周知を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。
176 《P. 58》	消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国	消費者庁	継続的に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
	<p>会に報告するとともに、広く国民や関係団体、海外に向けて情報提供します。</p>		
<p>177 《P. 80》</p>	<p>①情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」（平成24年8月）を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</p> <p>④オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの方針等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p>	<p>内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等</p>	<p>①「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（平成25年6月公表）を踏まえ、実施します。</p> <p>②利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討（平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定）も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>③IT 融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書（平成25年5月公表）を踏まえ、平成25年度から実施します。</p> <p>④IT 総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置</p>

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
			<p>して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。</p>